

時代とともに

第10回 基礎年金税方式論が台頭したころ

神奈川県立保健福祉大学名誉教授 山崎 泰彦 やまさきやすひこ

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。



社会保険にも多種多様がある。労働保険には疎いが、年金、医療、介護の3分野の政策にはそれぞれ一定の関わりを持ってきた。加えて、高齢者や児童などの福祉分野にも関心があり、政策形成の過程では、各分野の制度間の整合性が気になることが多々あった。その一例が基礎年金税方式の提案である。

古くは社会保障制度審議会の「基本年金構想」(1977年)があるが、基礎年金導入後の本格的な提案は村上清先生が最初だろう。先生は、日本団体生命の取締役のほか、東大講師や審議会委員も兼務され、国際動向にも詳しく、年金研究の第一人者として影響力のある方であった。私自身、年金の勉強を始めた頃、先生の著書は座右の書であったし、個人的にも懇意にさせていただき、共著も二冊出させていただいた。

その村上先生と毎日新聞紙上での論争(1992年11月2日「朝刊」)を紹介しよう。先生の基礎年金税方式論は、国民年金の加入漏れ、滞納、免除が目立つなど、国民年金の空洞化が深刻化するなかでの提案であった。「諸外国の例をみても、基礎年金で皆年金を達成するには税方式しかない。給付が一定なら保険料を税に変えても、負担の大きさは変わらない。変わるのは応能負担になり、免除も滞納も届け出漏れもない、真の皆年金になることである。(中略)だが、税方式は当分は実現しないだろう。(中略)どの政党も増税、特に間接税の増税には口をつむぐ。いったい、それでいいのだろうか」。

一方、私の提案は社会保険方式を前提にした改善論。具体的には、①社会保険総背番号制による適用漏れ解消、②国年と国保の一体的適用と強制徴収、③未加入者・滞納者の生命保険料控除の適用除外、④国民年金への出産・介護給付の導入による順送りのシステムの信頼確保、⑤これらの基盤強化策を前提にすれば、国庫負担割合の2分の1への引き上げも検討課題になろう、というものであった。

そして、全額税方式論に否定的にならざるを得ない決定的な理由として、「基礎年金の税方式への転換は、老人医療へ波及しよう。年金が租税で、医療が保険では整合性がとれず、医療も税で賄うことになり、医療の国家統制の強化(医療機関の選択の自由の制限など)は必至である。しかもわが国の風土からして、年金、医療ともに所得制限の導入は不可避で、受給者は低所得者の老人に限定されよう。だれにも等しく年金を、という崇高なロマンが無残な結末(悪夢)なるのをおそれる」と結んでいる。国際的にも、医療が税財源による公共保健サービス方式で、年金が社会保険方式という国は少なくないが、その逆の例はない。

危惧したとおり、小淵首相直属の諮問機関「経済戦略会議」の報告書(1999年2月)では、基礎年金、介護、高齢者医療の税方式化が提唱された。そして、基礎年金税方式論は、当時の与党自由党や野党民主党、経済界や労働界のみならず、研究者の間でも広がりを見せた。当時、社会保険方式論者として発言していたのは堀勝洋さん(現上智大学名誉教授)と私のみであったようだ。